自転車駐輪場附置義務

(平成24年8月20日現在)

	取扱状況	具体策実例
千代田	附置義務規定無。今後の課題として捉えているが、具体的な予定無。	
中央	要綱、条例による運用。	建築物の設計段階から協議を頻繁に行い指導。
港	条例による運用。	
新宿	条例による運用。	
文京	要綱により指導。	
台東	条例(2本)および要綱に基づき運用。	
墨田	条例で附置義務を規定。	自転車駐輪場が地下や屋上に設置されることが多く、十分な効果があるとは言い難い。そのため、窓口相談時に1階への設置を要請。
江東	条例で附置義務を規定。	窓口で区が独自に作成した手引きを配布
品川	規定有(屋上・地下、施設から50m以内)。区から1階等の利用しやすい場所へ設置要望のみ。屋上等設置による施設周辺の放置、苦情はほとんど無い。	特になし
目黒	条例で附置義務を規定。	
大田	条例で附置義務を規定。	施設建築後の実地調査を検討中。
世田谷	条例で附置義務を規定。	
渋谷	強制力の無い附置勧告による。	
中野	条例で附置義務を規定。地上設置が最も多いが、屋上設置が約1件、地 下設置が約2~3件有	
杉並	条例で附置義務を規定。	建築確認申請と連動して指導。完了検査を原則実施。50m以内隔地設置 認可。
豊島	条例で附置義務を規定。	条例改正(附置義務駐輪場制度見直し)に向けて、検討を開始。
北	赤羽、王子駅など駅周辺に商店街や商業施設等に自転車利用者が多いが、建物に駐輪場が無く、店頭の道路上に駐輪されてしまうのが現状。	平成25年度に赤羽駅前の商店街道路上に商店街が運営する無料駐輪 場(220台)が新設予定。
荒川	条例で附置義務を規定。集客施設では条例施行後に屋上設置1件のみ。 商業施設では全て地下設置。その他は1階設置。	条例施行前の駐輪場未設置の店舗について、建物近くに用地を確保させ、設置させた。他に店舗敷地内の緑地の一部を駐輪場に変更させた。
板橋	施設の用途、規模に応じて収容台数を算定(利用客の利用面積)。利用 客の利用しやすい場所への設置をお願いし、従業員用を附置義務と別枠 で準備する協力依頼をしている。	
練馬	条例で附置義務を規定。屋外や建物1階部分への設置が大半。地下、屋上設置のケースも有。	
足立	条例及び「足立区環境整備基準」に基づく規定	
葛飾	条例で附置義務を規定。駐輪場設置·変更に届出要、設置完了届提出 義務有。	
江戸川	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例施行規則によ る。	建築確認により駐輪場設置を担保。